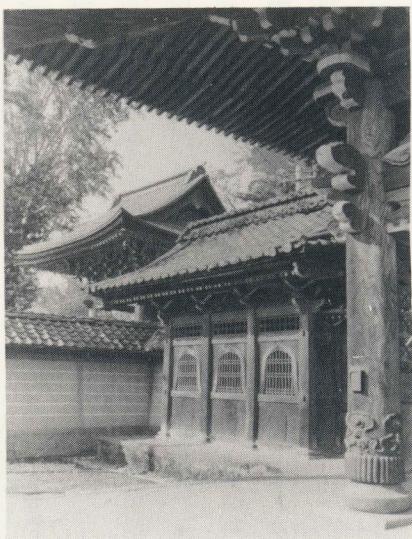


# 第一章 城端曳山成立の背景



善徳寺山門より鐘桜を望む



## 一、川上地方と一向一揆

現在の城端町は、中世の直海（能美）、山田両郷にまたがる。そしてこの両郷は中世末の川上十郷の一主要部であった。川上というのは、小矢部川、庄川の上流地方で、庄川は中世には現在の庄川町の屈曲部から西流して高瀬川となり、福野付近で小矢部川に合流していた。「和名抄」に越中砺波郡七郷の中に川上郷をあげているが、この古代の川上郷は、この合流点より上流地区にその本貫をおいていた。

中世にはこの地域に二つの莊園が栄えていた。鷹司家領直海郷と仁和寺領山田郷である。ともに石黒莊に属し、前者は弘安九年（一二八六）、後者は同六年（一二八三）の文書が初見であるが、成立の時期はともに不明である。そしてこの地域を現地において支配していた武士団に、石黒氏とともに河上氏があつた。寿永二年（一一八三）源義仲が越中で平氏と戦った時、義仲軍に参じた在地武士団に河上氏があり、また戦国期、井波瑞泉寺の賢心に近侍していた河上某もこの河上氏の一族であろう。

この川上地方は、中世末期に浄土真宗（一向宗）が盛んになるが、明応元年（一四九二）本願寺五代綽如が井波に創立した瑞泉寺が、真宗発展の拠点となつた。蓮如が文明三年（一四七二）越前吉崎に拠点を得ると、真宗の教線は急速に加越能にも伸びた。越中における本願寺の進出は目覚ましく、この頃古国府勝興寺が始めて蟹谷庄土山に創建され、また金戸の専徳寺、高宮の隨順寺、祖谷の真教寺なども一向宗（真宗）に転宗したと伝える。これらの真宗寺院を中心に、地域の農民層が門徒として組織化されるのである。

北陸における一向宗門徒の中心は、加賀にあつたが、彼らはこれに圧迫を加える守護富樫政親に対し、一部の土豪と結んで、長享二年（一四八八）から大規模な一揆を起した。一揆側は加賀一国はもちろん、能登・越中・越前にも檄をとばして、政親を加賀の高尾城に攻囲した。二〇万と号する一揆軍は遂に政親らを滅ぼした。かくて加賀一国は一揆支配の国、ひいては本願寺の領国と化し、土豪・坊主・農民の代表から成る合議制の国支配が一世紀にわたって行われた。



善徳寺太鼓堂(城ヶ鼻城の遺構と伝えられる)

加賀に境を接する越中川上郷は、早くより門徒衆の活動が盛んであった。これに対する在地土豪の圧力も強かつたが、門徒と土豪の団結はこれをはねかえした。早くも文明一三年（一四八一）もつとも有力な在地土豪石黒光義が、医王山の僧徒などと連合して、川上門徒の中核である井波瑞泉寺を襲撃しようとしたが、田屋河原の一戦で敗れ、安居寺に遁れて自刃した。当時の川上門徒の実力を示すものである。

加賀一国の本願寺領國化に伴なつて、川上郷の門徒の結合はきわめて鞏固であつた。その中核であつたのが、井波の瑞泉寺のほか、松寺の永福寺、梅原の某寺など一家衆といわれる本願寺蓮枝寺であり、これを助けて荒木の正円寺、金戸の専徳寺、館野の妙敬寺など、いわゆる川上衆といわれる有力坊主衆であつた。また隣郷蟹谷庄には、安養寺に勝興寺があつて砺波郡の北半分を率いた。したがつて、砺波の全郡はほぼ一向一揆の支配下にあつたとみてよいであろう。

このよつな氣運の中で、善徳寺の城端の地への進出がみられるのである。

## 二、善徳寺と城端の開町

城端町は天正元年（一五七三）に淨土真宗善徳寺の門前町として開かれたと伝える。したがつてまず、善徳寺の由来についてみよう。

城端善徳寺所蔵の「廓龍山善徳寺譜略記」によれば、「初世実円 字玄広。中止住法林寺南麓山本里」とあり、また同寺藏系図の実円のところに、「善徳寺と云寺号此代ニ被下畢」とあり、「日野一流系図」に「玄広 童名尊千代、法名実円、二位、号善徳寺、始賀州砂子坂住、後越中法林寺住、又山本里住」とある。この実円の父蓮真は、本願寺五代綽如の曾孫で、越前石田西光寺に生まれた。善徳寺の寺号は、本願寺九代実如よりこの実円の代にゆるされたのである。

善徳寺は加賀国砂子坂より越中国法林寺、同山本と移転を重ね、天文年中（一五三二）に砺波郡福光村へ移転した。善徳寺の由緒書によると、同寺は城端城主荒木大膳の請によつて、永禄二年（一五五九）福光より城端へ移転した。荒木は恐らく信仰深い在地土豪の一人であろう。

城端町は、まずこの善徳寺の門前町として成立する。町の成立の時期については、永禄二年（一五五九）、元亀三年（一五七二）、天正元年（一五七三）と諸説あるが、前の二説は善徳寺の移転の時期と混同しているようである。のちに述べる元禄六年（一六九三）書上げ城端町の「組中人々手前品々覚書帳」には、もつとも古くこ

### 三 市場町として成立

の町に集つた家々の伝があるが、逆算して天正元年にこの町に來た家が一五軒ある。これがこの町の草分町人と考えられるので、城端の町立ては天正元年とすべきであろう。

### 三、市場町として成立

城端町は善徳寺の門前町として開かれたことは明白であるが、この天正元年（一五七三）に同じ砺波郡の井ノ口と山田の二つの市場が城端の地に移転した。井ノ口は十の日、山田は四の日の、ともに三斎市であったが、この両市が城端に集中することによつて、城端の市は六斎市となつた。こ

の時期は未だ前田氏の勢力が越中に入つていないので、城端を市場町として成立させたのは、善徳寺を招請した荒木大膳などの在地土豪であろう。

戦国の群雄の中で、天下統一を目指した織田信長は、前田利家、佐々成政らを将とする大軍を越中に入れ、越中の平定を始めた。天正九年（一五八一）にはまず佐々成政の軍が越中に入つたが、越後の上杉景勝は、成政の越中における勢威に反発する神保・小島・唐人らの在地土豪を助けて成政軍に抵抗した。天正一〇年（一五八二）信長は、柴田勝家および前田・佐々らを將とする大軍を越中に入れ、上杉勢の拠点新川郡魚津・松倉の二城を猛攻した。そして同年六月、魚津・松倉両城は陥落したが、同じ頃信長の京都本能寺における死が攻



善徳寺勅使門

城軍に伝えられた。中央情勢の急変を知った信長の部将らは、それぞれ本拠地に引揚げて新情勢に對処する構えを整えた。即ち柴田勝家は越前に、前田利家は能登へ引揚げたが、しかし佐々成政は越中に留まり、越中を領国とする態勢を固めた。

信長の死後、中央の実権は羽柴秀吉の手に帰した。しかし、越前に本拠をもつ柴田勝家、佐久間盛政らは、秀吉の霸権を承認せずこれに抵抗し、前田・佐々も柴田方に与した。天正一一年（一五八三）秀吉は越後の上杉景勝や越中の一向一揆と結んで北陸に軍を進め、越前で柴田・佐久間を破つてこれを殺した。この形勢をみて、前田と佐々は秀吉に降伏した。秀吉は能登と加賀の一部を前田に、越中を佐々に与えたので、越中一国は佐々成政の領国として公認されることになる。

かくして城端を含む砺波郡も佐々成政の支配下に入つたが、しかしこの情勢は長くは続かなかつた。信長の子信雄を擁立して、主家の再興を夢みる佐々成政と、秀吉に同心する前田利家は、しばしば加越能の国境付近で戦つた。東に上杉、西に前田と、腹背に敵をもつた成政は、局面の打開をはかるべく、雪の立山をこえて遠州浜松に徳川家康を訪ねたが、情勢は好転しなかつた。

天正一三年（一五八五）秀吉は前田利家と連携して北陸を制圧すべく駒を進め、閏八月一日には秀吉の陣は俱利伽羅に本営をすえた。佐々成政は秀吉の大軍を前に戦意を失いこれに降伏した。秀吉は成政の領国から砺波・射水・婦負の三郡を削いて利家に与え、成政には新川一郡の領有を許した。そして天正一五年（一五八七）に至り、成政は秀吉の命によつて肥後へ国替になり、越中全部が前田氏の支配下に入つた。城端を含む砺波郡は、天正一〇年から同一三年まで、佐々成政の支配下にあつたが、この間の、成政の砺波

郡に対する民政上の事蹟は知ることができない。しかし城端にはすでに善徳寺が居をすえており、その門前町が発達し六斎市場も開かれているので、成政支配のもとにおいても、町は順調に成長したとみるべきであろう。

#### 四、城端市場の成長

羽柴秀吉は、越中入国早々の天正一三年（一五八五）閏八月、当時城端に續く北野村に移転していた瑞泉寺（北野寺）内に禁制を与えたが、秀吉によつて砺波郡を与えられた前田利勝（利長）は、同年一〇月九日付、直海郷北野村に制札を与え、市場の治安維持と楽市樂座の保証・国質・所質の禁止を定めた。これは新興の商人たちに自由に伸びる機会を与えることを目的としたもので、新しい政治・経済体制のもとに地方の経済的発展を図ろうとしたものである。既に山田と井ノ口より城端に移転していた市場の性格は明らかではないが、すくなくも前田氏の支配の確立した天正一三年以降には、北野の市と同様に、付近の農民や商人たちの自由な取引の場となっていたものと推定される。

城端の六斎市は、四の日と十の日に開かれ、場所は善徳寺の門前に最も古く開かれた町、即ち東上町・西上町であつた。この場所は、砺波郡の各地、例えば福光や井波方面から善徳寺への通路に當り、また五箇山方面よ



善徳寺通用門

り善徳寺へ参詣し、或いは砺波郡へ下る道順に当っていた。町の最も目貫きの場所であり、市場の開設に格好の地であった。この二町を六か所に区画し、月六回市の開設を廻りもとにしたのである。

慶長九年（一六〇四）に至り、城端の市日に七の日が追加された。同年閏八月一三日付前田対馬長種が交付した市札によると、七の日は從来北野の市日であつたが、北野の市は城端の市との競争に勝てず、かつ慶長元年（一五九六）瑞泉寺が井波へ復帰したので、次第に退転し有名無実のものとなつていた。城端では、東西の上町が市が開かれるために繁昌したのに対して、同下町は遅れて開町したのみならず、市場がないため上町の繁栄におくれをとつていた。それ故下町では、北野の市を移すことによつて上町同様の繁栄をはかるべく、藩に働きかけていたのである。

かくして、下町に七の日の市が開設されることによつて、城端の市は九斎市となつた。天正の初年までに南砺三か所に創設された市場が、漸次城端に集中されたのである。このことは、定期市場を主とした物資の取引が、次第に常設店舗に移つていったことを示している。さらに城端下町が、退転した北野の市を移転再興したことによつてわかる通り、市場は常設店舗繁昌のための客寄せにも利用されたようである。定期市場と常設店舗とは、時には利害相反することもあるが、城端町の場合には共存共栄の利をはかることができたのである。

城端下町の市は、北野の市日をつかつて開設したものの、地理的・歴史的に優位の上町に圧倒されたとみて、長くふるわなかつた。その上、元和九年（一六二三）三月の大火で、下町がほとんど全焼したため、下町の市場は一時退転してしまつた。

寛文九年（一六六九）に至り、新興の大工町と新町が、退転した下町の市札で市場の開設を願出た。その願



善徳經寺堂

書によると、大工町・新町の地に、七日の市を開くと、この付近の野毛町・御坊町・東新田町の者が生活物資の買入れに便利になるからというのであった。大工町・新町による新市の設置は、これによつて市日を奪われる下町の反対のためであろう、藩はこれを許可しなかつた。

慶長の開設以来、長らくふるわなかつた下町の市は、貞享三年（一六八六）に至り、藩に回収されていた市札の再交付をうけて市場の復興にのり出した。この背景には、慶安から明暦にかけての藩の改作法による農業生産力の向上と、それに伴なう商品経済の進展がある。このことは、農村の中に成立している町の繁栄に直接に影響する。城端町の場合も、人口の増加が改作法前後から急上昇するが、それは古く開かれた上町よりも、砺波郡の平地農村に近い下町・東新田町において激しかつた。

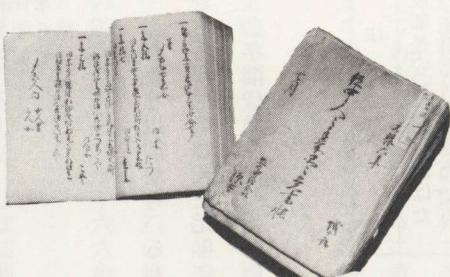
かくて下町が発展するにしたがつて、その方の景気がよくなると、これまで優位にあつた上町の市が圧迫をうけることとなつた。市場に新たに店を出す者は、下町を選んで店を借りる者が多くなり、上町の市は空店のみ増加するという状態になつた。ことに元禄の好況期がすぎて、享保の不況期になると、この傾向が強くなつた。享保九年（一七二四）一二月、絹屋庄左衛門らの願書によると、本来上町において開くべき十四日市が有名無実になつたから復興したいというのであつた。この時の一件書類によると、当時の市は唐人見世と肴見世とにわかれ、それぞれ見世頭の指揮をうけた。前者は絹・布などの衣類を商い、後者は生鮮食品を扱い、両者

あわせて三三人の商人より成っていた。

延宝九年（一六八一）の記録によると、当時は四日の市、十日の市は開かれたが、七日の市は衰微してしまった。市場の店は四十物店と唐人店にわかれ、それぞれ見世頭一二名ずつあって監督の任に当つた。東町は十日市、西町は四日市を受持つた。店は四十物・唐人共に内店・角店・店不打に分かれ、店賃は内店が最も高く、角店、店不打の順であった。店賃は時期によつても異なり、盆・暮がもつとも高かつた。商品は唐人店は呉服太物、四十物店は布を筆頭に、米・茶・煙草・呉座・笠・塩などであつた。雑穀・野菜類は西下町御高札場の下に別の市場が開設されていた。

## 五、在郷町として発展

城端の町は、善徳寺という真宗寺院の創建と市場の開設とを二つの支柱として成立したのであるが、その後は主として付近農村より庶民が来住することによつて町が成長していった。この間の過程は、元禄六年（一六九三）に城端町の各町毎に作成報告された「組中人々手前品々覚書帳」九冊によつて知ることができる。この帳簿は元禄六年現在で、町に居住した住民全部を網羅し、一軒毎にこの町へ来住した年、元居住地、主人の職業、家族、使用人等を記している。



元禄品々帳全9冊  
(元禄6年作成報告された城端町の戸籍)

この帳簿によつて、来住の年（元禄六年を基準に何年前）を約一〇年単位に示したのが次の表である。

来住年代 (前)	軒数
140	1
122	2
121	2
120	15
119~110	45
109~100	30
99~90	39
89~80	24
79~70	34
69~60	21
59~50	35
49~40	66
39~30	46
29~20	59
19~10	79
以降	188
計	686

(来住年代は元禄6年を基準として何年前を示す)

この表によれば、一二〇年前の天正元年（一五七三）に一五軒来住しているが、これより以前からいるもののは五軒である。この五軒は町立て以前からこの地に農民として住みついていた者であろう。次に天正元年に来住した一五軒は次の表の通りで、城端町の町立ての年に来住して元禄六年まで一二〇年間代々住みついている考である。

この一五軒は、町立ての年に来住した者の中では、元禄六年（一六九三）まで残つたものであるから、このほかに若干は一二〇年の間に転出・絶家したものもあるであろう。ともかくこの一五軒は、この町の最古の町人としての旧家である。その元住地と職業に注目すべき特徴がみられる。元住地は大工小平次が金沢であるのを唯一の例外として、全部砺波郡で、しかも城端の近在である。また職業については、大工三軒、鍛冶一軒の職人、絹商売七軒、酒造二軒、藏宿一軒の商人は、いずれも初期特権町人の色彩が強い。唯一の例外である絹手前機をしている鍛冶屋庄右衛門も、その屋号より考へてもとは鍛冶屋であつたであろう。このよう考へると、天正元年に来住した町人は何軒であったか不明であるが、少くも元禄六年まで残つた一五軒は全部特権的色彩の強い町人であつた。

初期特権町人のうち、大工と鍛冶には屋敷地が与えられていた。これを拝領屋敷と称した。大工拝領屋敷は文禄三年（一五九四）前田利長が城端大工与兵衛等五名に与えたものである。秀吉の朝鮮半島出兵に前田氏が参陣した時、船合御用のため長崎に出向いて勤務に励んだ褒美として、扶持高一俵の所として各一二〇歩の屋敷地が与えられた。また鍛冶については慶長四年（一五九九）与三兵衛ら五人の鍛冶に一三〇歩×六六歩の屋敷が与えられた。

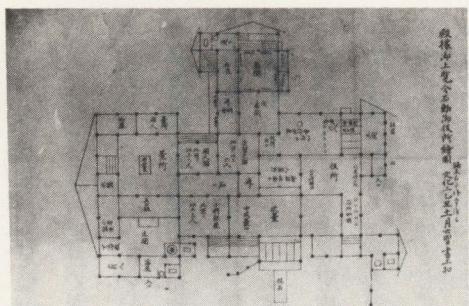
次に天正一〇年までに来住したものは四五軒を数える。これに先の二〇軒を加えた六五軒が、ほぼ初期草分町人の階層とみることができる。この草分町人は若干の例外はあるが、他の町人に比較して安定した社会的地位と経済力をもつていた。町年寄・町肝煎・組合頭等の町役人は主として彼等の間から選ばれたのみならず、彼等の多くは町の中央部に広い屋敷と家屋をもち、多くの下人・下女を雇つて手広く家職を営んでいた。

天正一〇年以後は、一〇年間におよそ二、三〇軒ずつ来住者があつて、ほぼ平均した町の成長のあとを辿ることができるが、元禄六年基準で五〇年前の寛永二〇年（一六四三）頃より急速に成長の歩調が速くなっている。次に二〇年前の延宝元年（一六七三）より更に増加の速度が強くなっている。寛永末年より増加しているのは、この数年続いた飢饉の影響と考えられるが加賀藩が改作法を始めたのが慶安四年（一六五一・四二年以前）であり、その全面的実施が明暦二年（一六五六・三七年前）であるから、この頃からの増加は明白に改作法の影響と考へることができる。特に西新田町は慶安二年（一六四九）に開町されて元禄六年までに一二七軒に増加し、東新田町は総家数一〇六軒のうち、同年より八四軒増加している。また延宝元年（一六七三）頃より更に急速に増加するのは、寛文一〇年（一六七〇）に村々に対する年貢割符状である村御印の一斉改訂が行われて、改作法による年貢の増徴が恒久化することを明確にした影響であると考えられる。

次に来住前の居住地を整理すると、次の表の通りである。

元住地	軒数
砺波	360
五箇	88
居町	163
婦射	5
高富	3
金加賀・越	2
水負	4
岡山	26
山分	10
澤登	8
前他	17
計	686

この表において、砺波郡よりの来住が圧倒的に多いことが注目される。五箇山も砺波郡に属するが、ここは特別な山間地帯で、藩もこの地域に対して農政面で特に配慮を加えており、また後に述べるよう、五箇山と城



石動奉行所絵図  
文化2年(1805)8代小原治五右衛門一白筆。  
(城端町小原白照氏蔵)

## 六、町の構造

城端町は、寛永四年（一六三七）以来今石動町奉行の支配のもとにおかれていた。今石動町奉行は、寛永一七年より氷見町支配をもかね、以来川西三郡の中で、高岡は別として、この三町のみが町奉行支配で、他の町々は村々とともに、郡奉行の支配下にあつた。今石動奉行は代々篠島氏が世襲したが、宝永七年（一七一〇）篠島主馬清英の病没以後世襲制は廃止され、人持組の武士の中から任命された。

今石動町奉行は篠島豊前の時代は今石動に常駐したが、宝永七年以後は原則として金沢において執務し、必要に応じて三町に出張した。そして奉

端は貸方による特殊な経済関係があつたので、砺波郡より分離して掲げた。次に金沢より二六軒来住しているが、これは城端が政治・経済・文化とすべての面において金沢への依存度が強かつたことによるのであろう。越前よりの八軒のうち六軒は慶長九年同国板倉村より同時に来住し、いずれも越前屋の屋号で絹に関連する職業に従事している。次にその他の中に尾張屋を号し、絹および八講布を商っている。この越前・尾張からの来住は、城端の絹業の発展と関係するところ大きいようである。

行所には當時与力と足軽が詰めていた。与力は五、六名、足軽は初期は三〇名であったが、漸次減員し、寛文期以後は一五名の定員であった。

町奉行の任務は、町の治安の維持、地子米等の年貢諸役の徴収、簡単な事件の裁判、防火・消防のほか、産業の振興、町人風俗の振肅など多岐にわたった。この任務のうち、多くの部分は自治体である町役人に委任されていた。

町役人は町人の中から選ばれ、自治体としての町の運営に当った。町政全般を司る者に町年寄・町肝煎・算用聞の三役があり、各町内毎に組合頭がおかれた。

町年寄は、町人の代表として、藩および町奉行に対する絶対の忠誠と、町民に対する無私公正を要求され、さらに町役人の筆頭として町肝煎・算用聞・組合頭等を指揮監督する責任を負わされた。町で最も由緒ある家柄の者が選ばれた。寛文五年（一六六五）この役を設定した時に、黒田屋与次兵衛・絹屋庄兵衛・河内屋市郎右衛門・野尻屋新右衛門・大鋸屋次兵衛の五名が就任したが、のちは三・四名が通例となつた。初代町年寄五名のうち、元禄六年（一六九三）までに大鋸屋次兵衛家は退転したが、他の四家は隆々としてその家格を誇っている。前掲「組中人々手前品々覚書帳」によれば、四家はいずれも天正年代に城端へ出てきた草分町人で、家職は絹商および五箇山貸方で、経済的にも栄えていたことがわかる。

次に町肝煎は、町年寄の初任よりはるかに古く、城端の建初めより当然おかれていたと思われる。しかし天正年代から慶長・元和ころについては、その名は記録されていない。寛永一三年（一六三六）城端町が宿並に扱われるようになった時、吉田屋藤右衛門、島田七郎兵衛が町肝煎に任命されたが、以来原則として二名の町

肝煎が存在していた。

町肝煎の任務は、町年寄の補佐のほか、當時町政の運用に当つた。とくに年貢・役銀の収納、万難の割符等町の経済をつかさどり、かつ、宗門改め、人別改めなどの戸籍事務、不動産の売買などの登記事務、その他町民の藩への上申の取次、訴訟の裁断など庶般な町務を処理した。このように町肝煎は町年寄同様重い任務があつたので、その任用は、由緒深く、かつ現に経済力もある町民の中から選ばれた。寛永一三年に任命の吉田屋・島田は元禄六年の品々帳には既に姿を消しているので、その家格等は知る由もないが、寛永一七年（一六四〇）任命の野谷屋彦兵衛、明暦元年（一六五五）任命の黒田屋与次兵衛、寛文元年（一六六一）任命の板倉屋彦右衛門等は元禄六年の品々帳にその家がのこつている。また元禄六年当時の町肝煎は浜屋宗右衛門、紙屋五右衛門であった。このうち、板倉屋・浜屋・紙屋の三家は、ともに天正時代に町に来住した草分町人で、黒田屋とともに蔵宿・絹商・薬種商などを営んで栄えていた。野谷屋は没落しているが、一族は東上町の近岡屋を継ぎ絹商として栄えている。

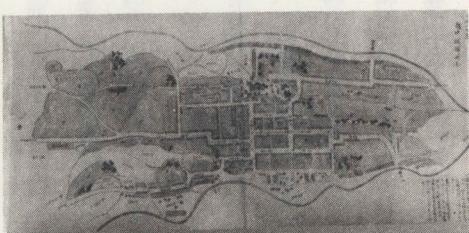
算用聞は寛文八年（一六六八）荻田屋万右衛門が任命されたのが初めである。はじめは一名であったが、享保一九年（一七三四）に水見・城端の算用聞が一名増員になった。算用聞の任務は、町肝煎の行う年貢・諸役・万難の割符徵収等財政業務の監査であった。その他これに関連して、肝煎の給銀、組合頭の袴摺料その他町費で支弁する諸給銀、藩の買上品の値段の適否の監査も行つた。享保一九年の増員以後は、町役人の行政の公正を監査し、また不良町民の摘発申告にも当つた。算用聞は町の重要な産業である絹業にはとくに留意し、景気動向などを直接町奉行に報告した。

算用聞も、町年寄・町肝煎同様由緒町人の中から選ばれた。初代の荻田屋はその後退転したので家格など不明であるが、二代目の紙屋五右衛門は草分町人の一人で、のち町肝煎に転じた。元禄六年当時の算用聞は見座屋八右衛門・浜屋半七で、ともに天正年代に城端に出た草分町人で、家職は見座屋は絹八講布商、浜屋は絹八講布商のほか五箇山貸方であつた。

次に、組合頭は各町を代表して町肝煎を補佐する任務をもつたので、その初任は町肝煎同様町の建初めまで遡るであろう。元禄六年当時城端は東上・東下・西上・西下・大工町・出丸・東新田・西新田・新町・野下町にわかれ、各町から組合頭を出した。品々帳には上記各町各一名の計九名の組合頭名をあげているが、古文書には一町について三〜五名の組合頭が連署しているので、品々帳のそれは筆頭者をあげたのであろう。

組合頭は各町内を代表するので、权限は町三役ほど大きくなかったが、直接町民に接し、町民と苦楽を共にするという意味で、最も下情に通じた町役人であった。要するに組合頭は、藩政遂行の最末端機関であるとともに、町民の意志を上に通ずる第一番の窓口でもあつた。

次に町民の階層についてみよう。この資料となるのは前掲元禄六年「組中人々手前品々覚書帳」である。この帳簿によると、表通りに住んで宅地・家屋とも所有する本家と、裏通りで宅地や家屋を借りて借地借家人の階層があつた。この階層別のほかに、古くよりこの町に住みついて安定した資産と職業を有する者と、加



宝曆6年(1756)5月 越中城端図  
(城端町中央公民館蔵)

賀藩の改作法後農村を締め出されて、この町に来住し、ほとんど無資本で職業も安定していない者との階層もある。両者を比較するために東上町と西新田町をあげよう。東上町は善徳寺門前にもつとも古く開かれた町であり、西新田町は承応二年（一六五三）改作法施行当初に開かれた町である。

東上町の本家四三軒の職業について整理したのが次の表である。

家職	絹商売	蔵宿造	酒販賣	豆腐	質屋	蠟燭
兼業	一九					
專業	一七					
計	三六					
家職	八百物種	太物商	米茶	四十物商	小間物屋	一
兼業	二	一	米	太物商	茶壳	一
專業	一	一	一	一	一	○
計	二	一	一	一	一	○
家職	大檜笠壳	手間機織工	手間織工	糸手間織工	田畠請作	一
兼業	一	一	一	一	一	○
專業	一	一	一	一	一	○
計	二	一	一	一	一	一

この表によれば、絹商売が圧倒的に多く、專業・兼業あわせて三六軒に達している。即ちこの町の本家で、その職業構成は、次にあげる西新田町のそれと大差ないことがわかる。

## 六町の構造

次に西新田町の職業構成は次の表の通りである。

この表によれば、まず専業がすくなく兼業が多いことが特徴である。この傾向は当時の城端町全体についても言えることであるが、とくに西新田町の場合、総家数一二五軒に三〇種類もの職業があり、兼業・専業あわせると一八七に達する。このことは二種ないしはそれ以上の職業を兼ねる者が多いことを示している。すなわち、一つの職業によって安定した生活をなし得ないことを示すもので、在郷町の性格を如実に示していると考えられるのである。さらにこれら三〇種に及ぶ職業は、田畠請作・日用稼を始めとする肉体労働が最も多く、商業の場合でも無資本か或いは小資本で出来る小商い程度のものであった。

ができない。しかし元禄六年の品々帳には次表の通り藏宿を家職とする九家を数えることができる。

このようにみると、城端の藏宿は承応三年以前より創ると考えられるが、初期の状況については知ること

を正式に指定した。越中の川西では高岡・今石動・氷見・福光・戸出とともに城端も指定されている。

元禄期の城端町民のうち、上層の町人は早くより町に住みついて安定した職業を永年にわたって継続したので、次第に資本を蓄積し、資産をもつものが多くなった。このように一定の資産や資本を必要とする職業の一つが藏宿である。藏宿とは、藩の家臣団（給人）の知行地からの年貢を収納し、これを保管・販売することを業務とする者である。給人知の年貢米は、初期においては公領のそれとともに在村の有力農民（例えば十村肝煎など）の持蔵に納められたが、改作法の前後から町方の有力



弘化2年(1845)に寄進された燈籠

## 七、町人資本の蓄積(一)——藏宿——

要するに元禄期の城端町は、草分町人を含む上層町人層と、改作法以後来住した新入りの下層町人層とにわかれ、町役人は上層町人層より選ばれていたのである。

この表によつて、城端藏宿の幾つかの特質を知ることができます。まず彼等の出身地は、五箇山を除く南砺波郡地方に限られていることである。このことは、次に述べる城端貸方業者の場合も同様であつて、藏宿と付近農村の結び付きの強さを示すものである。次に城端へ出た年代が、大体において著しく旧いことである。<sup>(一和)</sup> いつま屋三右衛門のみは承応元年（一六五二）に城端へ出ているが、他はいずれも慶長以前であり、特に黒田屋小左衛門等五軒は天正一〇年（一五八二）前後に来住している草分町人に属する。家職については、いずれも絹商に関係していることが注目される。松前屋与三右衛門が絹仕入・酒造を兼ね、浜屋弥兵衛が酒屋をも兼ねている他は、すべて絹商であった。

藏宿の社会的地位の高さを示すものに、宅地の広さと使用人数がある。宅地の坪数は、一般の町民に比して著しく大きかった。町の中心地で、豪商の数も多い東上町六六軒の平均坪数が五四坪余であるのに対し、藏宿の宿九軒の平均坪数が一三五坪余となつてゐる。これは彼等の固定資産の大きいことを示してゐる。次に藏宿の使用人の多いことも目立つ。絹屋が下人下女、とくに下女を多く使用したことについては後に述べるが、この絹屋の多い東上町においても、全戸平均すると、一軒当り下人半人強、下女一人強であるのに対し、藏宿は一軒当り下人は三人強、下女は六人弱で、下人は六倍、下女は三倍となつてゐる。このようにみてくると、藏宿の城端町における社会的地位は極めて高く、町の指導的地位にあつたことは明白である。

このことは他面より考へると、藏宿の選定に當つて、町の最も有力な商人を対象としたことにもなる。藏宿の專業は全くなく、絹商などの兼業であったことも、このことを物語つてゐる。

藏宿は前述の通り、藩の家臣達の知行米を預り、その出納を司る商人である。農民の納める年貢米は、御蔵入のものと知行分とに分れるが、このうち知行分は藏宿に納入されて、収入者である給人の指図によつて出納するものである。それ故藏宿は御蔵役人と米商人を兼ねた重要な任務をもつてゐた。家臣達が藏宿を選定するに當つては、その知行米が安全に収納、保管、出納されるよう、確実な信用のある商人を選ぶ必要があつた。

藏宿が町の有力商人の家職として固定し、特定の給人との契約が子々孫々に継承されたのである。

加賀藩は、承応三年（一六五四）一一月二六日付で、藏宿の選定について藩主の御印物で町々へ指示を与えた。城端町に対しても奉行菊地大学・伊藤内膳連署の御印物で、藏宿には確実な者を選び、保証人をとり、さらにこのことを町役人及び近所の者に通告すること、これに反する場合は、これを奉行所に通知することを命

じてきた。次いで同年一月二七日付篠島豊前署名の御印物で、知行米保管中の藏宿の遠出禁止、不審な行動のある藏宿の密告、逃亡した藏宿の処置などを決定した。

前述の如く、藩は寛文二年（一六六二）七月一〇日藏宿設置の町々を正式に指定したが、この文書の中で、給人が藏宿を決める方法を定めた。即ち藏宿の選定は原則として給人がその町を支配している奉行（町奉行または郡奉行）に相談して決定する。給人より相談をうけた奉行は、その藏宿および請人を十分に吟味した上で、確実な者に決定せよと命じた。さらに藩は同日付で「御家中諸給人知行米預置候藏本御定之覚」を定めた。この規定は藩の寄合所で決定して奉行の篠島豊前に指令したものであるが、五か条にわたって藏宿の業務と責任を規定している。この中で注目すべきはその第三条で、藏宿の不都合で預り米に損失を与えた時は、当の藏宿・請人ともに闕所または死罪とし、損失米は町の十人組において弁償すべしと規定した。藏宿の責務の重さとそれ故に不正に対する制裁の厳しいことを示している。

寛文以来町方に集中した藏宿の活動は、藩の厳重な監督のもとに制約されたとはいえ、ぼう大な家臣団の知行米の出納を扱うので、その利益も大きかったと推定されるのである。そして藏宿の利益の一部は当然資本として蓄積され、それが町の産業に投資される。元禄期は、のちに述べる如く全国的に経済が好況であったので、藏宿によつて蓄積された資本投資による利益も大きかつたであろう。

享保期（一七一六～）に入つて、元禄期の好況の波が去つて不況になると、好況期に増えた藏宿相互の間の競争が激しくなる。このような過当競争は、彼等自身の損失をまねくのみならず、米を預ける給人にも迷惑をかける結果となることもあつた。享保二年（一七二二六）一〇月、藩は藏宿たちが競つて給人に対して年頭の

祝儀などを贈ることを禁止した。

蔵宿は給人の知行米を出納・保管することによつて利益を得たが、給人の方も蔵米を担保にして蔵宿より金銭の融通をうけることがあつた。享保の不況期には、米価の低落のため、家計を知行米のみに依存していた家臣達の経済は苦しかつた。藩は享保二年（一七二六）町奉行より城端蔵宿に通達を出し、蔵宿はその分限に応じて給人への金銭の融通から、大坂登米の世話、上方での買物まで、万事給人の経済面への協力を命じている。いっぽう、給人への融資は蔵宿にとつても有利であつた。たんなる蔵敷料の収入のほかに、確実な担保のある有利な資金運用ができるので、農村に対する投資が極度に制限されていた当時において、蓄積された資本の確実有利な数少ない投資先であつたのである。

## 八、町人資本の蓄積(二)——貸方——

城端の上層町人の中に貸方と称する職業に従事する者があつた。貸方とは五箇山の農民に対する高利貸付を業とするものである。五箇山は砺波郡の南部に位置し、庄川およびその支流の利賀川の上流谷合に展開する村々で、山麓に位置する城端よりも近い下梨村でも、朴峠をこえる三里一五町の道程があつた。五箇山の農民たちは、生活必需物資の多くを城端に仰ぎ、また五箇山の産物を城端において売却した。なおその上に五箇山はその特産である焰硝を物納するほかは、平地の村と異つて年貢諸役はすべて金納であつた。それ故、年貢諸役に要する金子を得るためにも、産物を換金する必要があつた。ここに五箇山と城端との間に密接な経済関

係が成立していたのである。

名前	出身地	来住年(前)	家職	宅地	下人	使用人	町名
絹屋宗兵衛 浜屋半七 絹屋弥右衛門 高瀬屋伝右衛門 荒山屋七左衛門 河内屋市郎右衛門	砺、大鋸屋村 砺、井ノ口村 砺、大鋸屋村 砺、高瀬村 絹商並貸方 絹仕入・質屋貸方	一一五年 一一九年 一一年 一一〇年 三年	絹・八講並貸方 絹・八講並貸方 絹・八講並貸方 絹商並貸方 絹商・五ヶ山貸方	七八・八歩 一九・九步 一八九・三歩 九八・六步 五三・三歩	四四 九 一三 同 西上町	同 同 同 同 同	西下町
		一一〇年		二四四・九步	三〇〇二	三〇〇二	
					九	九	
					一〇一三	一〇一三	
					同	同	

城端の貸方業者は、元禄六年の品々帳によれば、西上町の絹屋宗兵衛、浜屋半七・絹屋弥右衛門・高瀬屋伝右衛門・荒山屋七左衛門、西下町の河内屋市郎右衛門の六家であった。この六軒の貸方業者について、いくつかの特色を見出すことができる。第一にこれら六軒はいずれもこの町の草分町人ないしはこれに準ずる者である。荒山屋七左衛門を除く五軒は天正年代に城端に来て数代経ており、七左衛門は荒山屋利兵衛より分家したものであるが、親家の荒山屋は元和九年（一六二三）に砺波郡三清村より城端に出ている。次に元住地はいずれも砺波郡で、城端の近村である。五箇山出身の家は一軒も含まれていない。次に彼等の家職はいずれも絹に関係していることである。その上三軒は八講布を扱い、一軒は質屋を兼ねている。このことは、絹・八講布あるいは質屋の営業が、資本の蓄積に有利であったことを示すとともに、これら農村より吸収された資本が、貸

方の元資として、五箇山へ再投資されたことを示すのである。次に下人・下女の数が著しく多いことである。この町全体では、一軒当たり平均一人強の下人・下女数であるのに対して、貸方の場合一軒当たり平均八人となつてゐる。これら使用人は絹業の方に多く使用されたであろうが、このうち下人は貸方の取立に活躍したものであらう。

城端の貸方業のはじまりについては明白にし得ない。しかし前述の通り、五箇山と城端の経済構造から考えて、城端町人の五箇山に対する貸付のはじめは、天正年代（一五七三）にまで遡ると考えて大過ないであろう。すなわち加賀藩政の当初より、五箇山の農民は城端町人の前貸しきつけて生産に従事し、生産物を城端町人に売つて、年貢諸役を勤めてきたのである。

しかるに、藩は慶安（一六四八）から明暦（一六五五）にかけて改作法を実施した結果、五箇山農民と城端貸方商人との関係に重大な変化を及ぼす恐れが生じてきた。改作法は、本来農民を対象とするものであるから、町人は直接的には取締りの対象の外にあつた。しかし改作法のうちの、農村に対する金銀米錢の貸付禁止は、町人にとっても関係するところが大きかつた。農村相手の取引の多い城端町人は、改作法関係の法文を書写して関心の程を示していた。

この政策を五箇山に対しても強行されると、僻地であり金納地であるという特殊性をもつ五箇山農民は、生産を続け、年貢諸役を勤めることができなくなる。それ故改作法後においても五箇山農民の城端町人に對する経済的依存の体制は続いていた。しかしこのような体制を続けることは改作法に違反することであつた。したがつて、五箇山と城端は從來の経済関係を維持しながらも、このような非公認の経済関係は五箇山農民にも、

城端町人にも不安があつた。この不安を解消するには、城端と五箇山との経済関係を改作法の例外として藩によつて公認してもらう以外に方法がなかつた。

かくて城端・五箇山の双方から藩に働きかけた結果、寛文元年（一六六一）一二月に至り、藩は両者の従来よりの経済関係を公認するに至つた。同年一二月一〇日付で、五箇山十村より城端町肝煎宛の文書で、藩の公認の内容が通告された。それによると、藩が公認し五箇山役人も責任を負うのは、年貢諸役のために用意する資金と作食米買入れの費用のみに限られていた。この両者ともに一二月に貸付け、前者は翌年六月中に、後者は同三月中に返済し、利息はともに月一分七厘となつてゐた。返済の代償として五箇山の産物を納めるときは、時の相場でこれを受取り、家・田地などを売つて返済する時は、五箇山役人の承認を必要とすることを定めている。

かくして城端の貸方業者の五箇山農民に対する貸付が改作法の例外として公認されたが、両者の貸借には五箇山役人が介入するという重大な制約があつた。のみならず、五箇山に対しても城端と同様の経済関係をもつてゐた井波の五箇山貸商人も同じであつた。城端を管轄しているのは今石動町奉行であり、井波のそれは砺波郡奉行であつたが、双方から藩当局に強力に働きかけたのであろう。寛文一〇年（一六七〇）七月六日付、藩は城端・井波の五箇山貸し商人を公認した。公認の文書は藩の最高機関である寄合所より御算用場経由で今石動町奉行と砺波郡奉行に伝えられた。その内



口用通寺徳善

容は詳細であるが、要するに藩は城端・井波町人の五箇山貸しを、従来通り改作法の例外としてこれを認め、これら貸方業者の不当利得は、貸付前金の利息の公定と、産物買取価額の公正という二点において取締まり、その代償として五箇山農民の脇借りを禁止して、城端・井波町人の五箇山貸しの独占権を認めたのである。

五箇山の生産物で最も重要であった硝石は、藩が独占的に買上げたので、五箇山農民が城端の貸方業者に提供し得る産物は、生糸を第一とし、他は紙・苧・蓑・櫛・木材などわずかなものに限られていた。また、五箇山農民は城端貸方を通じて、食糧・雜貨のほか製紙の材料などを城端で調達し、これが前貸しとなつて、産物の売却代で決済を行つた。

城端商人の五箇山に対する前貸しによる商取引は、江戸時代を通じて行われ、さらに明治以後近代にまで続いた。そうしてこれが、城端における商業資本の蓄積に一役かつていたのである。

## 九、絹織物業の成立

江戸時代を通じて城端町の最も重要な産業は絹織物業であった。城端の絹織物業は、加賀藩の国産としても重要な地位を占めており、加賀国小松や大聖寺産の絹とともに、加賀絹の名で領外に販売されて、藩の移出入経済のバランスの維持に一役かつていたのである。

城端の絹織物業の起源について、町にのこる伝説がある。城端水月庵鎮座の天満宮の縁起に次のように伝えている。遠く南朝の武士に畠六郎左衛門時能がいた。その子孫で掃部という者が武士の身分をすべて民間にく



城端神社 拝殿

だり、天正の頃城端に来たり、名を庄左衛門と改めて商業に従事した。庄左衛門は、ある時都にのぼつて北野の天満宮に参詣した。三七日の参籠の間、城端の領主荒木大膳のもとにある尊像を信心すべきことを夢告された。庄左衛門は帰国後領主より尊像を授けられた。庄左衛門はこの尊像に対して、辺鄙の地に不易の産業を興すべきことを祈念し、一七日の参籠をしたところ、糸絹を以て業とすれば市中繁昌すべしとの御告を蒙つた。それより絹織物業をはじめて、今日に至るまで長く城端の産業となつた。畠庄左衛門は絹業の元祖であるから絹屋を屋号とした。

水月庵天満宮縁起は現存のものは、嘉永五年（一八五三）に書かれたものであるが、町に古くより伝わる伝説を筆録したものであろう。この伝説の発生した時期は、恐らくは城端に絹業が相当盛んになつた後、彼等同業の者が守護神として天満宮を仰ぎ、その縁起に絹屋の屋号をもつ当町屈指の旧家である畠家の由来が結びついて構成されたと考えられるので、恐らくは元禄期以降と考えられるのである。

町の伝承で城端絹の元祖と伝える、絹屋の屋号をもつ畠家は、元禄六年（一六九三）の品々帳によると次表の如く四家がある。この四家の他にも絹屋を号する家が数軒あるがいずれも新しく、城端絹の創始を考える場合、まずこの四家を対象にすべきであろう。

屋号名	出身地	出身年(年)	家職	下人數
きぬや 絹屋	宗兵衛 研波郡大鋸屋村	一一五年 右二同シ	絹並八講 絹並茶商	一四人 六人
きぬや 絹屋	久兵衛 与三兵衛 右二同シ	右二同シ	手間絹並茶商	○人
弥右衛門	右二同シ	右二同シ	絹・八講並貸方	八人

ふさわしく草分町人の中に入るものである。家職は与三兵衛家以外は八講布・茶・貸方などを兼ねていれば絹屋で、下人下女数も多く、その家格と繁栄をほこっている。与三兵衛家のみは手間絹・茶商をしており、いつかの時期に没落したものであろう。

この大鋸屋村より来住した絹屋四家のほかに、初期の城端絹の発展に關係あると思われるのは、越前国板倉村より来住した越前屋を屋号とする六家と、尾張国清洲より来住した尾張屋を屋号とする三家である。前者は慶長九年（一六〇四）に同時に来住し、後者は文禄元年（一五九二）に二家、慶長三年（一五九八）に一家来住した。前に述べた通り、初期の城端町を構成した草分町人が、ほとんど近村及び五箇山より来住したのに対して、これら越前および尾張より数家が来住し、しかもその家職が代々絹の生産や販売に従事していることは注目すべきことである。越前・尾張はいずれも絹織物業の先進地であるから、新しい絹業の技術をもつたこれらの人達の来住が、初期の城端絹織物業を發展させるのに貢献するところ多かつたと思われるのである。

この四家に共通なことは、その出身地が研波郡大鋸屋村であることと、城端に出た年が天正五年（一五七七）であることである。即ち、城端絹の祖と伝えられるに

## 一〇、原料糸の産地

絹織物業の発展の条件として考えられることは、その需要などの経済関係を別にすれば、原料である生糸の生産と、これを織るに必要な労働力であろう。労働力については、前述の通り、加賀藩の改作法によつて農村を締め出されて町に集まってきた下層町民と、周囲の農村の二、三男、子女が豊富にして安価に提供されたのである。

絹の原料である生糸の生産については、まず五箇山があげられる。五箇山においては、一向一揆の支配下にあつた天文年間（一五三三—）に、本願寺に対して生糸や絹綿を貢納していたことが、証如上人の「天文日記」によつて知ることができる。五箇山の真宗門徒は十日講を結成して、教義の伝導談合を行ふかたわら、その組織の力をもつて生糸の生産と販売をも行つていた。この意味で十日講は生糸の生産販売の協同体でもあつたのである。天文二年（一五五二）一〇月二七日付下梨修理亮乗資ほか八六名連署の起請文によると、この組織が本願寺に対して毎年糸綿を志納していることがわかる。

この後越中は戦乱の巷となつたが、前田氏が越中に入つて支配権を確立すると、早速前例にならつて五箇山より生糸を徴貢した。即ち前田利家は、天正一三年（一五八五）、村井又兵衛尉・神尾次右衛門を取次として、赤尾村および五箇山より計三貫三〇〇匁の「河上糸」を徴貢したのを始めとして、その後天正一六年（一五八八）五箇山の年貢を金納に代えるまで、年々生糸を徴貢しているのである。これによつて城端の町立て当初に

おいても、その後と同様に、五箇山が生糸の有力な産地であったことがわかるのである。

城端絹の原料糸は、砺波郡南部河上地方の村々からも買集められた。城端ではこれを近郷糸といったが、その集散地は福光であった。福光では、絹の产地である城端・井波をはじめ、小松・金沢などへ原料糸を供給したが、これは曾代糸とよばれた。美濃国郡上郡曾代村より伝習したというが、その始まりは明かでない。曾代糸は、宝暦一四年（一七六四）の「砺波郡産物覚帳」には、福野・福光に産すると十村が報告しているが、曾代糸の原料まゆは砺波郡中南部の村々の重要な稼ぎであった。福光の糸挽きたちは、近村の繭稼人に米・味噌を前貸してまゆを買集めた。このような挽屋は安政六年（一八五九）の記録で、福光村に八三軒、福光新町に二一軒あつた。挽屋が買集めた繭は、自家の家族労力や雇人によつても製糸されたが、別に糸稼人がいて、挽屋の繭を賃挽していた。

近村の繭は、また城端にも運ばれて、町方小前の者たちによつて賃挽されていた。元禄六年の城端の品々帳に「糸手間」と家職を書上げている者二七軒あるのをみれば、城端で生産された糸も相当の量にのぼっていたと考えられる。

## 一一、城端絹の盛況

恐らく天正年間（一五七三～）から始まつたと思われる城端の絹織物業は、町の発展とともに盛んになつた。とくに元禄年間（一六八八～）には、商品貨幣経済と生活文化の進展にともなつて急速に成長した。元禄六年

(一六九三) 当時の城端町の総戸数六八九軒のうち、絹に関連ある職業で生計をたてるものは三七五戸、五四%、兼業をも含めると四一七戸、六〇%を占めている。次表はその絹関係の内訳を示したものである。

元禄六年城端絹織物業関係戸数

百	合	越後へ練絹	紺	太	上方	綿布おさ通し	綿仕	綿仲	糸手	綿手	綿間	総商数	戸	
七	七	(+四二一)	○	○	(+二一)	○○○	二	一	五	三八	六九	東上		
(五	八	(+八八)	○	八	二	一○○	○	○	五	二三	六六	東下		
(八	七	(+五二八)	○	一	二四	一○○	三	○	五三	二三	(+二四九)	西上		
(六	五	(+四二四)	○	二五	○	二一○○	○	二	四	三三	七六	西下		
(四	三	(+一四七)	○	○	一	三一○○	三	○	五	(+二五)	二七一	出丸		
(八	六	(+五三五)	○	○	(+二)	一○○○	○	九	(+二)	(+二)	二四八一	大工		
(四	三	(+三四八)	○	二	二二	○○○	二	四	三	(+二)	五六六	東新田		
(五	四	(+六四五)	○	(+二七二)	(+二一)	(+四三)	(+二)	一	三三	二三	二二七	西新田		
(四	四	(+一七四)	○	二	一	○○○	一	○	(+二)	(+二)	三四	野新下町		
(六	五	(+三四七)	○	(+三七二)	(+二九)	(+五五)	(+五四)	(+二三)	(+二八)	(+三二)	(+一六六)	計		

この表の「絹商」はいわゆる絹屋であつて、大部分は絹の生産者であつたと思われるが、一部は販売商をかねていたと考えられる。次に絹手間・糸手間は、機織り、糸繰りの下請をしたもので、注文主は絹屋であつた。その数は総戸数の二〇%に及び、町方小前の者たちがこれによつて生計をたてていたことがわかる。次に糸絹仲人・絹仕入はともに販売に関係するものである。仲人は生産の下請の仕事をするが、絹仕入は生産地問屋に当るものである。この仕入屋が西上町に集中していることは注目に値する。一種の問屋街を形成していたのである。太物商は小売商で、絹の販売のみとは限らないが、絹の生産地であるから絹物が多かつたことは言うまでもない。領内の各地からここへ絹を買いに来たものであろう。上方上下は京都へ絹を売りにゆき、また京都問屋より注文をうけて運搬に当つたものであろう。絹屋は染物屋で、東西下町に集中している。これは池川・山田川の水を利用するのに便宜なためであろう。

絹屋は、また絹の生産のために多くの下人下女を雇っていた。元禄品々帳によると、當時城端にいた下人下女数は七七三名であったが、そのうち七八%に当る六〇三名が絹屋に雇傭されていた。次表はこれを整理したものである。

元禄六年城端絹屋の使用人數

( ) は男子數

	東上	東下	西上	西下	出丸	大工	東新田	西新田	野新下町	計
総使用人數	(一六六)	(一五九)	(一四四)	(一五六)	(一五二)	(一五四)	(一四六)	(一四四)	(二六)	(一七七三)
絹関係使用人	(一五一)	(一三三)	(一二七)	(一九五)	(一三三)	(一〇八)	(四六)	(三四)	(一七)	(六〇三)
	(一三三)	(二〇)	(一八五)	(一九〇)	(一三七)	(一九八)	(四四)	(三九)	(一七)	(一一二)

これらの下人下女は、大部分城端の近村の出身者であったが、当時の城端の絹織物業の盛況が、この近村の者たちをも大いにうるおしていたことがわかるのである。

## 一二、絹織物業の組織

まず絹織物業に対する藩の政策をみよう。初期においては、物品税の確保と領外における加賀絹の信用の維持に重点をおいていた。このため絹の丈尺を定め、絹と糸の判賃をきめて検査を厳重に行つた。絹の価額については特別の統制を加えなかつたが、ときどきその相場を報告させた。また藩は絹を「御国の重産」として保護するために、糸の他領他国への移出を禁止し、原料糸の価額の昂騰を防止する処置をとつた。

加賀絹は藩の重産として領国經濟のバランスの維持の役割を果してゐたので、藩はこの政策を徹底するため

の組織を必要とした。また業者の方でも、藩に対する交渉と相互の連絡のために代表者をもつことが望ましかった。前者に当るものが、絹判押人と針口懸座であり、後者に当るもののが絹頭と仲人肝煎であった。

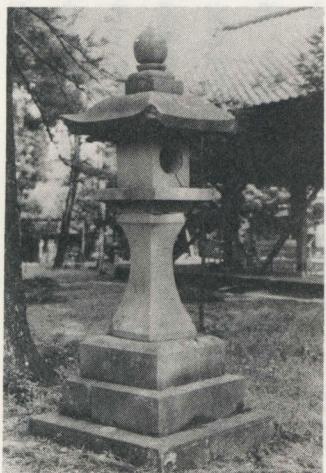
絹頭は絹織物業者の自治的代表者であつて、小松においてはすでに正保元年（一六四四）に絹問屋肝煎二人が存在していたが、城端では享保元年（一七一六）小松に準じて絹頭二人が任命されたのが初めである。料銀は糸絹仲人口錢のうちから仕払われた。仲人肝煎は正徳元年（一七一一）初めて任命され、仲人の取締りに当つた。判押人は判賃を課するために絹を検査して、藩から預つてゐる御判を押す役である。判賃の定まつたのは寛永三年（一六二六）であるが、業者のうちから判押人が出ることになつたのは正保四年（一六四七）からである。料銀は年間銀百目の定給と判賃に相応した歩合給があつた。針口懸座は、判押をする前に絹の目方を計量して、規格を検査する役である。正徳六年（一七一六）町中よりの願いによつて初めておかれた。料銀は扱い高に応じた歩合給であつた。

絹の生産の中核をなすのは、絹屋あるいは絹商と呼ばれた自営業者であつた。元禄六年の品々帳によると、家職を絹商としている者は一九一軒（内五軒兼業）に及んでいる。この中には、もちろん大小の別があつた。例えば絹屋宗兵衛は、家職は「絹八講並貸方」とあるが、手代一人、下人二人、下女一〇人を使用している。これら使用人は兼業の方にも使用されたが、下女一〇人の大部分は織女であつたと考えられるので、一〇人の女工をもつ自営業者と考えられる。一方、妻と男女各二人の子供の家族労働のみに依存する円徳屋伊右衛門や、米屋をかねて祖母と母のわずか三人で自営している円徳屋徳右衛門の如き者もある。その他下女一人程度の絹屋は数多くみられるので、これをもつて元禄六年（一六九三）当時の城端絹織物業の生産規模をほば推すこと

ができる。

自営生産者は、生産過程の一部を繰屋・懸機・繰廻屋などの下請におろすこともあつた。これらは絹手間・糸手間とも呼ばれ、それぞれ有力な絹屋に専属していた。文化六年（一八〇九）に町役人は下請の取締りを令したが、その中に絹屋が下請に不当な高賃銀を払つて他の専属権をおかすことを禁止し、下請が絹屋に損害をかけることを防止するためには、請人を立てさせた。絹屋と下請業者との間には、享保二〇年（一七三五）懸機繰屋仲間がおかれた。それは元禄期の城端絹の大發展後に迎えた享保期の不況がひきおこした、絹屋と下請との紛争に対し、契約正常化の目的をもつて専業の仲人をおいたことに始まる。

城端絹の販売組織については絹仕入・絹仲人・太物商などがあつた。絹仕入は生産地問屋とみるべきもので、元禄六年に一四軒あり、九軒あつた絹仲人を仲介として仕入れを行つた。小売とみるべき太物商は三一軒あつたが、問屋・小売とともに資力は小さく、消費地の問屋が巨大な資本をもつて営業していたのに比すべくもない。城端で買付けられた絹は、その若干が染付けされて領内に売捌かれた。品々帳に二二軒の紺屋がみられるのはこのことを物語る。しかし城端絹の多くは白絹のまま主として上方方面に売捌かれた。上方へ運ばれた絹は京の加賀問屋に売渡された。享保一〇年（一七二五）頃の京問屋は、吉野屋次右衛門・糸屋長右衛門・一文字屋庄左衛門・伊勢屋清右衛門・糸屋十右衛門の五軒であつた。このうち伊勢屋は享保一一年（一七二六）二月、



文久2年(1862)寄進の灯籠

身上不如意のため願いにより加賀問屋より外され、同一二年（一七二七）七月より日野屋作兵衛が新問屋として加賀問屋仲間に加入した。京の加賀問屋は宝暦末年（一七六四）頃から四軒に減少した。

次に城端絹織物業の経済関係についてみよう。絹の経済は主として生産費と製品価額の比によって左右される。生産費の大部分は原料糸が占めるが、享保末年（一七三六）ころには、上絹一〇〇目の値段二十五匁七分のうち、糸の値段が二〇匁、織賃一匁七分、他は判賃・諸雜費で、絹屋の利益は二分一厘にすぎなかつた。しかし享保一二年（一七二七）七月の絹相場のように、上々撰絹が三三匁もすると、絹屋は相当の利益をあげることができたのである。

江戸時代中期以降、一般的に糸値の昂騰が甚だしく、このために絹の産地が不況に苦しむことが多かつた。文政一二年（一八二九）城端算用聞の書上によると、連年の糸高のうえに当年はことに蚕の不作で無類の糸高となり、また米価も昂騰したので、絹屋一統が生産費の不引合に苦しみ、下請にいたつては全く薄利で生計も立ちかねると報告している。また安政二年（一八五五）の例によると、この年九月ころより京都の景気が悪かつたところへ、一〇月江戸に大地震があつて、京都の絹値段が暴落した。そのうえ、金銀両替相場の急変があり、絹の取引の為替取組が困難となつて、城端絹の取引が不活発となり、このためこの年の終りには滞貨が八千疋に及んだという。

絹の領外移出は、領国経済のバランス維持に大きな役割りを果していたので、藩は絹屋に御仕入銀と称して低利の資金を貸与して、滯貨による絹の値下り防止につとめていた。

城端絹の産額は、好不況による高低が大きかつたが、年間総生産高は寛保二年（一七四二）には一万五千余

疋であつたが、享和二年（一八〇二）には二万七千余疋、その後幕末まで三万疋を前後し、嘉永年間（一八四八～）から急増して嘉永七年（一八五四）には約六万疋となつた。

### 一三、上方・江戸市場への進出

城端絹は、古くより小松などとともに加賀絹の名において京都の加賀問屋と取引きしていた。京都の絹問屋は株仲間を結成して国別に取引きを行ない、仲間以外との直売買を排除していた。株仲間は天保一二年（一八四一）の停止令によつて一応解散したが、安政二年（一八五五）再興した。京都の加賀問屋は宝暦以降四軒に固定していたが、この機会に一九軒に増加し、加賀絹の積極的販売を図つた。

京都の加賀問屋は、城端絹の買付に前金を渡すのみならず、買付絹を引当に金融の労をもとつてくれた。このため城端の絹屋たちは強大な上方の問屋の資本の影響下におかれていたのである。しかるに加賀絹の最大の顧客である京都西陣は、江戸時代中期以降、全国各地に勃興した地方機業のために、次第にその地位を脅かさはじめた。文政ころ（一八一八～）には、京都に近い丹波・丹後より大量の絹織物が京都に入つたために、加賀絹の京都における売れ行きは不振をきわめた。藩は産物方を設置して国産の振興につとめていたが、産物方は加賀絹のこの窮状を打開すべく、京都加賀問屋の、上方における独占買取制を廃して市場の拡大をはかることとなつた。その一方でとして大坂市場へ進出することによつて活路を開こうとつとめたが、京都加賀問屋がこれに反対したために、加賀絹の大坂市場進出は失敗に帰してしまつた。

一方、江戸は諸国産のもつとも巨大な消費市場であった。従来京都に送られた加賀絹も、その大部分は京都で加工のうえ江戸へ送られていたので、これを直接江戸の消費市場へ送ることができれば、有利な取引きとなることは言うまでもない。このためには地もとで若干の加工をする必要があった。京都における加賀絹の取引不振の原因を調査させた產物方主附、金沢の宮腰屋甚六は、この実情を把握した。試みに加賀松任で絹の加工をして江戸へ送ったところ有利に引合いが成立し、文政三年（一八二〇）には千数百疋の取引きが行なわれた。このため京都における加賀絹の値も一割がたもちなおした。

かくて加賀絹の江戸進出が積極的に図られることとなつた。文政一〇年（一八二七）江戸大伝馬町一丁目升屋七左衛門方に「加賀絹諸產物売捌会所」をおき、絹のほかに菅笠や布などの國産を販売し、升屋が一定の口銭をとつて業務を代行した。加賀絹の領外移出は上方のみならず江戸においても定着していくのである。

#### 一四、元禄の好況と享保の不況

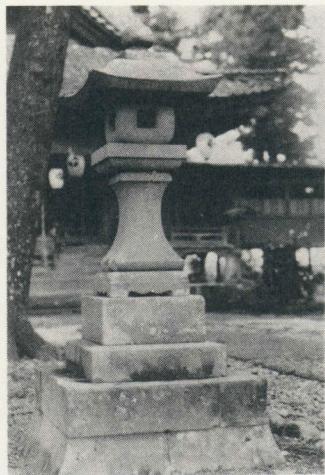
城端の絹織物業の推移によつてわかるよつて、元禄期の城端は未曾有の繁栄の姿を示していた。城端繁栄の原因は、主産業である絹織物業の好況によるものであるが、この町の上層町人を構成する蔵宿と貸方も町の繁栄に一役かっていたことは否定できない。このうち貸方の場合は、営業対象である五箇山の主産業生糸の好況によるものと考えられる。城端絹の原料糸は、城端の近郷からも供給されたが、五箇山産の生糸も大量に使用されたからである。

一方藏宿の場合は、家臣団の知行米を預って販売することを業務としているので、絹と同様に全国的流通経済のわくの中にくみこまる。藏宿米は一部地払いとして地もとでも販売されたが、その多くは御藏米とともに上方に廻米されて中央市場で売捌かれた。藩は大坂に藏屋敷を設けて御藏米や藏宿米を大坂の米市場を通じて売却した。藏屋敷と米市場を結ぶものが、藏元・掛屋などの町人であつた。大坂の有力町人が藩と契約して、藏物の出納や売却代金の決済などを司り、時には藏物を担保に藩に金銀の融資も行つた。加賀藩の場合豪商鴻池善右衛門が、岡山・広島など四藩を兼ねて掛屋を勤めていた。

このように米や絹は他の商品以上に全国的流通性が高いので、絹を生産し、米を集荷する城端の経済は、中央の市況に左右されるところが多かつた。

ところで、このような流通性の高い商品を中心として全国市場が形成されたのは、すでに豊臣氏時代であり、徳川氏の政権もその全国市場の上にたつていたので、そのためには、中央市場である畿内を確保する必要があつた。徳川氏が豊臣時代の政権所在地であり全国市場の中核であつた大坂を天領として確保したのはその故である。元禄期は、徳川氏の幕藩体制確立後一世紀を経過し、安定した政権のもとで全国的に生産力が高まつてきたり。とくに地方の富有農民や有力町人は、商品の生産者であるとともに消費者ともなつて、全国市場と緊密に結びついてきた。大坂が天下の台所といわれるほど、全国の商品が大坂に集荷するようになつたのはこの故である。

大坂を中心とする全国市場に結びついた商品市況の繁栄は、元禄期には幕府の貨幣改鑄政策も原因した。元禄期における幕府の放漫政策は、財政收支にぼう大な赤字を招來した。この財政赤字の補填の意味もあつて幕



文久3年(1863)寄進の灯籠

府の行つた金銀貨の改鑄は、質のよい慶良金銀の質をおとして量をふやした。これによつていっぽうでは幕府の収入はふえて財政上は利益となり、また、いっぽうにおいては物価の昂騰をまねいて景気を刺激した。

物価は上つても、それによつて大きな利益をあげる地方の豪農や都市の有力町人があるので、絹製品などの高級品の消費は促進される。このことがまた生産意欲を刺激して、地方の生産地の景気が向上した。元禄期における城端の絹織物業の繁栄は、このような背景をもつていたのである。

このような元禄期の景気の好況は、享保期に入ると一転して不況に転落する。幕府財政の赤字補填のため続けてきた、貨幣の改鑄も限界にきて、僕約による財政引きしめ以外に方法がなくなつたからである。幕府財政の引締めと質素僕約を本格的に実施したのは、八代將軍徳川吉宗である。元禄期の將軍綱吉の没後、將軍は家宣・家継と続き、これを補佐する新井白石・間部詮房は有能な政治家であつたが、幕府の財政難を解消することはできなかつた。將軍に就任する前に紀州藩主として治績をあげていた吉宗は、勇断をもつて自身の政策を実行に移そうとした。そのためには、まず白石・詮房など將軍家宣以来幕府の枢要の地位にいた権臣を排除した。それは前代に反発する譜代などの空氣をたくみに利用しながら、自身の政治に対する姿勢をうち出すためであった。

吉宗の新しい政策の第一歩は、まず僕約であつた。幕府の財政窮乏はすでに長く続き、僕約という言葉は、

すでに前代からしばしば人々の口にものぼっていたのである。吉宗はこの僕約を自から実行した。衣服は太い糸で織った粗末な縮緬巾を着し、賄方の用意する食事の数を制限し、酒も杯の数をきめていた。自らがそうであつたから、家臣の服装にも常に眼を光らし、家臣が華美な服装で前に出た場合は、その服装に眼をそそいだまま一言も発しなかつたという。この僕約は、やがて政策にもあらわれ始める。享保三年（一七一八）五月には、一般の町人男女・召使に至るまで、衣服の制限を厳重にし、違背する者があれば、見あたり次第搦めとるべし、という命令を発した。これはやがて、住居や冠婚葬祭、或いは節句の飾りものなどにも及び、いつさい新規なものは許さないという態度ともなるのである。

吉宗の経済政策の中核をなすものは、貨幣の改鑄と米価の調節にあつた。前者については、元禄期に荻原重秀によつて乱発された悪貨を回収して、貨幣の品質を高めるという方向である。これは前代から実施された正徳金による乾字金の交換を、さらに新金の铸造によつて推し進めようとしたのである。新しく铸造された貨幣は、享保三年（一七一八）閏一〇月、乾字金百両に対し新金五〇両で引きかえられる性質のものであった。後者については、吉宗は「八木将軍」即ち米將軍といわれるほど米価の調節に苦心した。元禄期に比較的安定していた米価が、正徳以来相場の変動が激しく、享保一六年（一七三一）まで下りつづけた。

相場が下落したときは、幕府や藩の財政は減収したのみならず、農村にも大打撃を与えた。米価が安いにもかかわらず、干鰯などの肥料をはじめ日用品などの諸商品の値は上るいっぽうであつたからである。このため吉宗は米相場をあげることに腐心した。享保一三年（一七二八）それまで禁止していた米切手の転売を許したもの、この方向の政策であるが、諸大名に對して江戸や大坂に廻す米を抑えるように命じ、それでも効果の薄

いのをみて、幕府が資金を出して、江戸・大坂で大量の米の買付けを行わせた。

享保一七年（一七三二）は全国的な凶作で、米価は四倍にも昂騰したが、同一八・一九年と豊作が続いて米価は再び下落した。吉宗は同二〇年遂に米の公定相場を定めて、米価の安定をはかったが、これもうまくいかなかつた。米の公定相場が実情に合わないことを知って、早くも翌年には廃止してしまつた。

吉宗の政策は、元禄期（一六八八～）に急成長を遂げた商品貨幣經濟を抑えて、それ以前の農業を主体とした經濟体制にもどす方向をとつた。吉宗は東照神君、すなわち家康の時代を理想としていた。商品貨幣經濟の成長は、この江戸時代初期の体制を崩壊に導くが故に、これをもとの姿にもどす、一種の復古主義の政策をとつたのである。この初期の法令、たとえば慶安の御触書には『男は作をかせぎ、女房はお機をかせぎ、夕なべを仕り、夫婦ともにかせぎ申すべし。』『百姓は衣類の儀、布木綿より外は、帶・衣裏にも仕る間敷き事。』『年貢さへすまし候得ば、百姓程心易きものはこれなし。』などとあり、農業を主体とする自然經濟の考え方であった。自然の恩恵を信じて、ただひたすらにすがつて労働しているならば、それが人間の生活を豊かにしてくれるという重農主義の考え方なのである。

このような考え方からすると、商業行為はこれに反するので、政策の面で抑えねばならない。それが「勧農抑商」の政策となり、「貴穀賤金」の思想を普及させることとなる。しかし商品貨幣經濟の成長した元禄期を経過した後においては、全国的に網の目のように伸びた商人の力は、容易に否定できるものではなかつた。これを権力で無理に抑えようとすると、そのひずみは商人のみならず、武士や農民にも及んでくる。これが享保期の不況の原因であつた。

商品経済の成長により、農外の稼ぎも多くなつて生活を向上してきた農民は、一転して農業いっぽんに頼ることとなつたので、年貢の完納のためには、極力生活をきりつめざるを得なかつた。この年貢米を唯一の収入源とする武士は、米価の低落のために、質素儉約を強要された。このため商品の動きは不活発となり、深刻な不況が継続したのである。

城端の曳山が創始された享保期（一七一六）は、このような時代であつた。